

# 高梁川漁業協同組合 内共第11号

## 第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、高梁川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第11号第5種共同漁業権に係る漁場区域（以下単に「漁場」という。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、はえ、うなぎ、もくずがに、すっぽん）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
  - 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、当該遊漁の申請により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められた場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
  - 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。
  - 5 漁場で、第8条第1項の表中、1等のかに筌によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁区域を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

### (漁具漁法の制限・禁止)

第3条 岡山県内水面漁業調整規則に定めるもののほか、次に掲げる漁具又は漁法によって遊漁をしてはならない。

1. 水中に電流を通じてする漁法
2. びんつけ（類似製のもの及び鯉ろを含む）
3. 石藏、てこはね、せきほし
4. 石うち、げんのううち、水底つき及び強力な光又は石油等をもって水面に火を放つ等魚族を威嚇してとる方法
5. ヘッドライト等照明を用いて行う視水器漁業
6. 定置漁業に類似の漁法（かに筌口径 72 センチメートル以下のもので垣の長さ 10 メートル以内のものは除く。）
7. 有毒、有害物を使用する漁法
8. 水中ほこつき（一名水鉄砲）その他人力以外の機械力を使用している漁法
9. アクアラングを使用して行う漁法
10. 動力船を用いて行う各種漁法

11. かにかご漁具による漁法
12. うなぎ筒つけにあっては、川の中に杭等で漁具を固定して設置する漁法、親綱で複数個連続して設置する漁法

(従業者の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法で遊漁をする場合の補助員は、右欄に掲げる員数以内でしなければならない。

2 補助員は、1等の遊漁承認証を有する者でなければならない。

漁具 漁法	補助員
投 網	2 人
お い 投 網 、 夜 ぼ り	1 人

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる漁法で遊漁する者は、それぞれの右欄に掲げる期間内でなければならない。

漁 法	期 間
うなぎかごつけ	6月1日から 9月30日まで。 但し、期間内に漁具を撤去すること。
うなぎ筒つけ	6月1日から 9月30日まで 但し、期間内に漁具を撤去すること。
あ ゆ 釣	6月1日から 12月31日までの間で 組合が毎年公示する期間
待 網	7月15日17時から 9月30日まで
すっぽん漁業	7月1日から 翌年4月30日まで
か に 漁 業 (かに筌)	10月1日から 翌年2月末日まで 但し、期間内に施設を撤去すること。
あ ゆ 投 網	7月15日17時から 11月30日まで

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中はウ欄の水産動物の遊漁をしてはならない。

ア 禁 止 区 域	イ 禁 止 期 間	ウ 水産動物
高梁川筋 倉敷市酒津八ヶ郷用水取水口堰下流端から 下流 1,000 メートルの区域	10月1日から 10月31日まで	全魚種
高梁川筋 総社市湛井堰上流端から上流 100 メートル 下流 100 メートルの区域	3月1日から 10月31日まで	全魚種

高梁川筋 倉敷市玉島上成地先潮止めえん堤下流端から上流 250 メートルの区域	3月 1 日から 10月 31 日まで	全魚種
高梁川筋 高梁市川面町 119-8 地先及び高梁市高倉町田井 1398-1 地先に組合が設置した標識を見通した線から上流、高梁市川面町 377-1 地先及び高梁市高倉町田井 1467-5 地先に組合が設置した標識を見通した線までの区域	組合が毎年公示する期日 から 9 月 30 日まで 但し、あゆ友釣りは除く。	あゆを除く 全魚種
高梁川筋 高梁市川面町野瀬広瀬先分地先及び高梁市高倉町飯部 3433 地先に組合が設置した標識を見通した線から上流、高梁市川面町 3828 地先及び高梁市高倉町飯部 3503 地先御峰神社下流 10 メートルに組合が設置した標識を見通した線までの区域		
高梁川筋 倉敷市水江地先の倉敷大橋下流端から上流 220 メートル、下流 350 メートルの区域	10月 1 日から 10月 31 日まで	あゆ

(全長制限)

第 7 条 次の表のア欄に掲げる魚種においては、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
う な ぎ	全長 20 センチメートル
こ い	全長 15 センチメートル
す っ ぽ ん	甲長 10 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 8 条 次の表に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合は、同表の遊漁料を高梁市鉄砲町 52 番地高梁川漁業協同組合事務所及び組合が公示した場所において納付するものとする。

- 2 遊漁をする者が遊漁する場所において漁場監視員に納付する遊漁料は次の表の料金とする。
- 3 1 等の遊漁料を納付した者は 2 等の遊漁も行うことができる。
- 4 中学生は次の表の左欄に掲げる遊漁料の 2 分の 1 とし、小学生は無料とする。

等 種	漁 具 漁 法	遊 漁 料	
		年間料金(消費税込)	1 日料金(消費税込)
1 等	待 網 た も あ ゆ 鈎 うなぎかごつけ うなぎ筒つけ あゆさぐり 夜 ぼ り つ け 針 か に 篓 すっぽん漁業 投 網 あ ゆ 投 網	8, 000 円	1, 700 円  但し あゆ投網 1 日 料金 2, 000 円
2 等	竿 鈎 (あゆ除く)	1, 700 円	400 円

2 遊漁承認証は、次に掲げる場所（組合事務所と毎年公示する場所）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 高梁川漁業協同組合事務所  | (高梁市鉄砲町 52 番地)     |
| (2) 高梁市有漢地域局      | (高梁市有漢町有漢 3387)    |
| (3) 高梁市巨瀬市民センター   | (高梁市巨瀬町 4864-1)    |
| (4) 高梁市高倉市民センター   | (高梁市高倉町 4532-2)    |
| (5) 高梁市川面市民センター   | (高梁市川面町 2212-1)    |
| (6) 風早釣り具店        | (総社市総社 3 丁目 7-1)   |
| (7) 釣り具のタイム (総社店) | (総社市中央 5 丁目 1-101) |
| (8) 釣り具のタイム (倉敷店) | (倉敷市沖 13-3)        |
| (9) 釣り具のタイム (水島店) | (倉敷市広江 1-2748-1)   |

#### (遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
  - ・遊漁料を納付し、遊漁規則の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますのでご協力ください。

- ・漁場監視員は、遊漁規則に違反した行為を行った場合は、遊漁の中止を命ずることができます。その場合は、速やかに漁場監視員の指示に従ってください。
- ・遊漁に際しては、遊漁規則に定められた事項を遵守してください。

(8) その他参考となるべき事項

- ・漁業権対象魚種は、あゆ、こい、ふな、はえ、うなぎ、もくづがに、すっぽんです。
- ・この河川における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、岡山県内水面漁場管理委員会から示された増殖義務に基づいています。
- ・増殖事業・・産卵床の造成、稚魚・発眼卵放流、禁漁区の設定です。
- ・漁場管理・・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです、組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を被るものとする。
- (1) 氏名、住所
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第12条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。
- 2 前項の場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。なお、実情に応じ相当の賠償及び漁具の没収をすることができる。

附　　則

(1) この規則は知事の認可のあった日（令和6年1月1日）から適用する。